

議 事 録

会議の名称	令和2年第3回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和2年3月25日(水) 午後2時から 午後3時まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第13号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2) 第14号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)</li> <li>(3) 第15号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(4) 第16号議案 本庄市農業振興整備促進審議会委員の推薦について</li> <li>(5) 第17号議案 本庄市都市計画審議会委員の推薦について</li> <li>(6) 第18号議案 本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について(追加)</li> <li>(7) 報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(8) 報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</li> <li>(9) 報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>(10) 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> <li>(11) 報告第16号 農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について</li> </ol> </li> </ol>

議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は19番池田委員及び1番細野職務代理に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議案送付時に配布しました議案5件及び報告5件に加えまして、本日、急遽、お手元に配布しましたとおり、追加議案として、第18号議案、1件を追加しまして、議事日程のとおり議案6件及び報告5件であります。</p> <p>まず、第13号議案「農地法3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第13号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第13号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めらるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、5件となります。その内訳は、全て売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町上真下地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、坂爪委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページ</p>

配付資料	<p>1 令和2年第3回本庄市農業委員会総会議事日程</p> <p>2 令和2年第3回本庄市農業委員会総会議案</p> <p>3 令和2年第3回総会事務局連絡事項</p>
主管課	農業委員会事務局

会議の経過	
発言者	発言内容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦労様です。ただ今から令和2年第3回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。新型コロナウイルスの関連でオリンピックも延期と総理から発表がありました。まだ、特効薬もできておりませんし、株価もなかなか上がらないということです。都内では、急に感染患者数が増えてしまいました。本日、開会前に、事務局長から話があったように、新型コロナ対策ということで、換気をしながら会議を進めたいと思います。</p> <p>本日も、たくさんの議案がありますが、よろしくお願いします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、間正委員、新井委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員44名中42名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>

	<p>たいということです。</p> <p>受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>整理番号2及び3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2及び3の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、牧西地内の畑1筆及び田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、小川委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページ及び6ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について、小川委員の報告をお願いいたします。
小川委員	<p>2番小川から報告をさせていただきます。3月24日現地確認を行いました。受人からの聞き取りは電話での確認となりました。5ページ3-4-1と6ページ3-4-2の地図をご覧ください。3-4-1は〇〇〇〇〇〇の西側に位置し、3-4-2は〇〇〇〇〇〇の東側に位置しております。3-4-1については、毎年夏に行われる農地パトロールで雑草、雑木などの指摘がある場所で、ここが解消されるのは地元の委員としても助かります。受人の農作業従事日数は200日です。</p> <p>受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>

	<p>になります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ ます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、坂爪委員の報告をお願いいたします。</p>
坂爪委員	<p>18番坂爪から報告します。3月22日に現地確認及び聞き取り調査を行いました。申請地については、3ページ3-1の地図をご覧ください。県道児玉新町線を上里方面に向かい女堀川を渡ってから西に少し入った場所に位置しております。申請地のすぐ東側は受人の家で、周辺農地は受人の経営している牧場です。現在、受人は乳牛162頭、和牛23頭、F1スモール20頭を育てており、今回の申請地は牧草を作付けするそうです。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思 います。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可すること に、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2についてですが、次の整理番号3と受人が同一で、申請事 由及び権利区分も同じであり、申請地についても隣接地であることから、整 理番号2及び整理番号3を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2及び整理番号3を一括で説明いたしますので、2ページをご覧 ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地 内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状 況は、記載のとおりです。地区担当は、田端会長でございます。なお、申請地 位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ ます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2及び3について、私から報告をいたします。3月22日倉林永 次推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。4ページの地図をご 覧ください。申請地は県道長瀬児玉線の金屋交差点の近くにあります。申請 人の農業従事日数は250日です。申請地にはじゃがいも、ねぎを作付けし</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、吉田委員でございます。なお、申請地位置図は、7ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、吉田委員の報告をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>15番吉田から報告します。3月22日鈴木推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。7ページ3-5の地図をご覧ください。申請地は国道462号から南側で、飯倉池よりも西側に位置しております。受人は農業兼建設業で、農業従事日数は250日、農業従事者は本人のみとなります。申請地には、ねぎを作付け予定だそうです。</p> <p>申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思ひます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、おはかりいたします。整理番号5の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第14号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>第14号議案を説明いたしますので、議案書8ページをご覧ください。</p> <p>第14号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>計画内容については、9ページをご覧ください。今回の申請件数は、5件です。田2筆及び畑7筆の面積合計10,166㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>第14号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第14号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第14号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第15号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第15号議案を説明いたしますので、議案書10ページをご覧ください。</p> <p>第15号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、11ページをご覧ください。申請件数は、2件で、その内訳は、所有権移転1件及び使用貸借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>整理番号1を説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、住宅敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、塩原委員でございます。</p> <p>申請地は、12ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号1について、塩原委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>塩原委員</p>	<p>6番塩原よりご説明させていただきます。3月22日戸塚推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。12ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は沼和田駐在所の西側の集落内に位置しております。申請事由は住宅の敷地拡張です。家の敷地が手狭になったのと、自家用車の出し入れなどに使いたいということです。周辺は住宅に囲まれており、周辺の農地への影響もなく問題ないかと思います。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号2を説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、鈴木広子委員でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内</p>



	<p>農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。</p>
鈴木広子委員	<p>10番鈴木が報告します。3月21日笠原推進委員と現地調査及び聞き取り調査を行いました。13ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は南大通り線から南に入った集落に位置しております。申請事由は、自己用住宅用地です。申請地の道を挟んで東側に農地がありますが、周辺は住宅に囲まれており転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第16号議案「本庄市農業振興整備促進審議会委員の推薦について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第16号議案を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。 第16号議案本庄市農業振興整備促進審議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、次の者を本庄市農業振興整備促進審議会委員として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。 本庄市農業振興整備促進審議会委員の推薦につきましては、現在の委員が令和2年3月31日の任期満了に伴いまして、農業委員会から4名の推薦依頼を受けたものでございます。先月2月総会時の事務局連絡事項での協議を踏まえまして、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第16号議案について、皆さんから、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p>

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第16号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第16号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>次に、第17号議案「本庄市都市計画審議会委員の推薦について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第17号議案を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。</p> <p>第17号議案本庄市都市計画審議会委員の推薦について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市長からの推薦依頼に伴い、ご提案申し上げます。議案内容ですが、次の者を本庄市都市計画審議会委員として推薦したいので、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本庄市都市計画審議会委員の推薦につきましては、現在の委員が令和2年3月31日の任期満了に伴いまして、農業委員会から1名の推薦依頼を受けたものでございます。先月2月総会時の事務局連絡事項での協議を踏まえまして、下記の表のとおり推薦するものです。なお、氏名及び住所は記載のとおりです。以上でございます。</p>
議長	<p>第17号議案について、皆さんから、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第17号議案については、原案のとおり推薦することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第17号議案については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。</p> <p>次に、第18号議案「本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第18号議案を説明いたしますので、本日お手元に配布しました追加議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第18号議案本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、人事異動通知書を発令したいので、ご提案申し上げます。</p>

	<p>います。議案内容ですが、本庄市農業委員会事務局職員を次のとおり任命するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>人事異動の内容について説明いたしますので、2ページをご覧ください。今回は、職員自体の異動ではございません。</p> <p>まず、上の表ですが、こちらは、旧所属基準、つまり現在の任命状況が基準のものになります。左から現在の所属・役職・氏名、そして発令内容として新しい所属・役職を記載しております。該当者は1名です。</p> <p>下の表は、新所属を基準にしたものになります。</p> <p>発令の内容ですが、小林主事補の役職が主事補から主事への昇格の発令でございます。発令日は、令和2年4月1日となります。以上でございます。</p>
議長	<p>第18号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第18号議案については、原案のとおり任命することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第18号議案については、原案のとおり任命することに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第12号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第12号を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。</p> <p>報告第12号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、17ページから19ページまでをご覧ください。専決処分件数は、14件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第13号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第13号を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。</p> <p>報告第13号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会</p>

	<p>事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、21ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第14号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第14号を説明いたしますので、議案書22ページをご覧ください。</p> <p>報告第14号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、23ページ及び24ページをご覧ください。専決処分件数は、12件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第15号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第15号を説明いたしますので、議案書25ページをご覧ください。</p> <p>報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書を受領した件数は、2件です。その通知内容は、26ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第16号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第16号を説明いたしますので、議案書27ページをご覧ください。</p> <p>報告第16号農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市農業</p>

	<p>委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、28ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>閉会</p>

令和2年第3回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和2年3月25日(水)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席	○	藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	欠席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席	○		木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	欠席
藤田	内田 徳晃	出席			齊藤 勇	出席

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	小林 祥平
環境産業課産業係主事	今井 蘭

書記

農地係長 飯島 崇